

事業計画（宮城県気仙沼市）

1. 海岸対策

① 海岸の状況

市内の地区海岸数	58地区海岸
被災した地区海岸数	47地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	16地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	47地区海岸

② 堤防高

9月9日に堤防高を公表[※]。

唐桑半島東部	: T.P. 11.3m (対象津波: 明治三陸地震)
唐桑半島西部①	: T.P. 11.2m (対象津波: 明治三陸地震)
唐桑半島西部②	: T.P. 9.9m (対象津波: 明治三陸地震)
気仙沼湾	: T.P. 7.2m (対象津波: 明治三陸地震)
気仙沼湾奥部	: T.P. 5.0m (対象津波: 明治三陸地震)
大島東部	: T.P. 11.8m (対象津波: 明治三陸地震)
大島西部	: T.P. 7.0m (対象津波: 明治三陸地震)
本吉海岸	: T.P. 9.8m (対象津波: 明治三陸地震)

※ 公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の概要計画については、12月までに策定することを目指す。

これに基づく本復旧の工事着工については、復興計画や他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧の工事完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないように、計画的に復旧を進め概ね5年での完了を目指す。

④ 成果目標 平成23年度

著しく背後の安全度が低下している区間等から優先し、

- ・全ての被災した地区海岸において、12月までに復旧する施設の概要計画策定^{※1}を目指す。
- ・18地区海岸において、本復旧の工事着工^{※2}を目指す。

※1 概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。

※2 工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤ その他

- ・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。
- ・復興計画策定に際しては、最大クラスの津波（レベル2）も考慮し、必要に応じ、津波浸水シミュレーション等を活用した支援を実施。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画(気仙沼市)

地区海岸名	堤防護岸延長(m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急対策	復旧の予定				H23予算での実施内容
			被災前現況高(m)	被災後復旧高(m)		概要計画策定	詳細計画策定	工事着工	工事完了	
中井地(神止)	980	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
中の浜	320	護岸、突堤	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
船尻	127	護岸、離岸堤	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
社松	150	護岸	4.20	4.20	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
鶴ヶ浦(三の浜)	487	護岸	3.00	3.00	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
田の尻	277	護岸	4.00	4.00	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
横沼	122	護岸	4.50	4.50	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
登米沢	820	護岸、離岸堤、突堤	4.50	9.80	—	H23.11	H24	H24以降	H24以降	・概略設計
鮪立漁港	634	護岸	2.42	9.90	—	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・概略設計
松岩漁港	671	防潮堤	3.12	7.20	—	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・概略設計
波路上漁港	1,854	護岸	4.52	7.20	実施中	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
浦の浜漁港	352	防潮堤、護岸	3.11	7.00	—	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・概略設計
気仙沼漁港	3,315	防潮堤、護岸	3.11	7.20	完了	H23.11	H23.11	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
只越漁港	221	護岸	6.12	11.30	実施中	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
宿舞根漁港	1,986	護岸	3.22	9.90	実施中	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
鶴ヶ浦漁港	1,335	護岸、防潮堤	2.46	9.90	—	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・概略設計
川原漁港	1,130	防潮堤	4.52	7.20	—	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・概略設計
横沼漁港	334	防潮堤、護岸	5.12	7.00	実施中	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・応急復旧 ・概略設計
駒形漁港	291	防潮堤	4.50	7.00	—	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・概略設計
要害漁港	559	防潮堤	4.12	7.00	—	H23.10	H24.2	H24.3	H28.3	・概略設計
荒谷前	159	護岸	5.50	11.30	完了	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・応急復旧
稲村浜	210	護岸	4.50	11.30	—	H23.10	H23.12	H24.3	H25.3	・本工事
後馬場	250	護岸	6.10	11.30	完了	H23.11	H24.1	H24.3	H25.3	・応急復旧 ・本工事

地区海岸名	堤防護岸延長(m)	主な施設	施設の高さ(T.P)		応急対策	復旧の予定				H23予算での実施内容
			被災前現況高(m)	被災後復旧高(m)		概要計画策定	詳細計画策定	工事着工	工事完了	
高石浜	74	護岸、離岸堤	4.50	11.20	完了	H23.10	H24.12	H24.3	H25.3	・応急復旧 ・本工事
栢浜	148	突堤	2.50	2.50	—	H23.10	H24.12	H24.3	H25.3	・調整中
西舞根貝浜	227	護岸	3.20	9.90	完了	H23.10	H24.1	調整中	調整中	・応急復旧
藤浜	225	根固め消波工	2.00	2.00	—	H23.10	H24.1	調整中	調整中	・調整中
田の浜	84	護岸	2.50	11.20	—	H23.10	H24.1	調整中	調整中	・調整中
日向貝	260	護岸	3.20	9.90	完了	H23.10	H24.1	調整中	調整中	・応急復旧
片浜	735	護岸	3.40	7.20	—	H23.12	H24.2	調整中	調整中	・調整中
千岩田	310	護岸	3.10	7.20	—	H23.12	H24.2	調整中	調整中	・調整中
台の沢	285	護岸	3.10	7.20	—	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・調整中
最知	745	護岸	4.50	7.20	—	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・調整中
岩井崎	100	護岸	2.50	9.80	—	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・調整中
杉の下	17	護岸、防潮水門	3.90	9.80	—	H23.12	H24.2	調整中	調整中	・調整中
亀山磯草	1,180	護岸	3.20	7.00	完了	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・応急復旧
磯草	50	護岸	4.50	7.00	—	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・調整中
高井浜大向	879	護岸	4.50	7.00	完了	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・応急復旧
中沢	638	護岸	4.50	7.00	完了	H23.11	H24.1	調整中	調整中	・応急復旧
田中浜	334	離岸堤	3.00	3.00	—	H23.11	H23.12	H24.3	H26.3	・本工事
沖の田	72	護岸	3.90	9.80	—	H23.11	H24.2	調整中	調整中	・調整中
大谷	100	護岸、人工リーフ	4.20	9.80	—	H23.11	H24.1	H24.3	H26.3	・本工事
中島	1,290	護岸、離岸堤	5.50	14.70	完了	H23.12	H24.2	調整中	調整中	・応急復旧
御崎港下の浜	84	護岸	4.49	11.20	—	H23.10	H23.12	H24d第1 四半期以降	H28.3	・詳細設計
気仙沼港梶ヶ浦	360	護岸、その他(陸閘)	2.99	7.20	—	H23.10	H23.12	H24.3 以降	H25.3	・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事
気仙沼港小々汐	486	護岸、その他(陸閘)	2.82	7.20	完了	H23.10	H23.12	H24.3 以降	H25.3	・応急復旧 ・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事
気仙沼港朝日	1,633	護岸、胸壁、その他(陸閘)	3.19	7.20	完了	H23.10	H23.12	H24.3 以降	H25.3	・応急復旧 ・詳細設計 ・進捗状況によっては本工事

※被災後復旧高は、災害復旧事業等により復旧を予定している高さである。
 ※被災後復旧高は、県が公表した計画高と異なる場合がある。

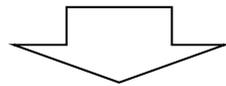
※概要計画策定とは、災害査定のための概略設計の完了をもっていう。
 ※詳細計画策定とは、工事着工のための詳細設計の完了をもっていう。
 ※工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

宮城県沿岸の地域海岸分割図

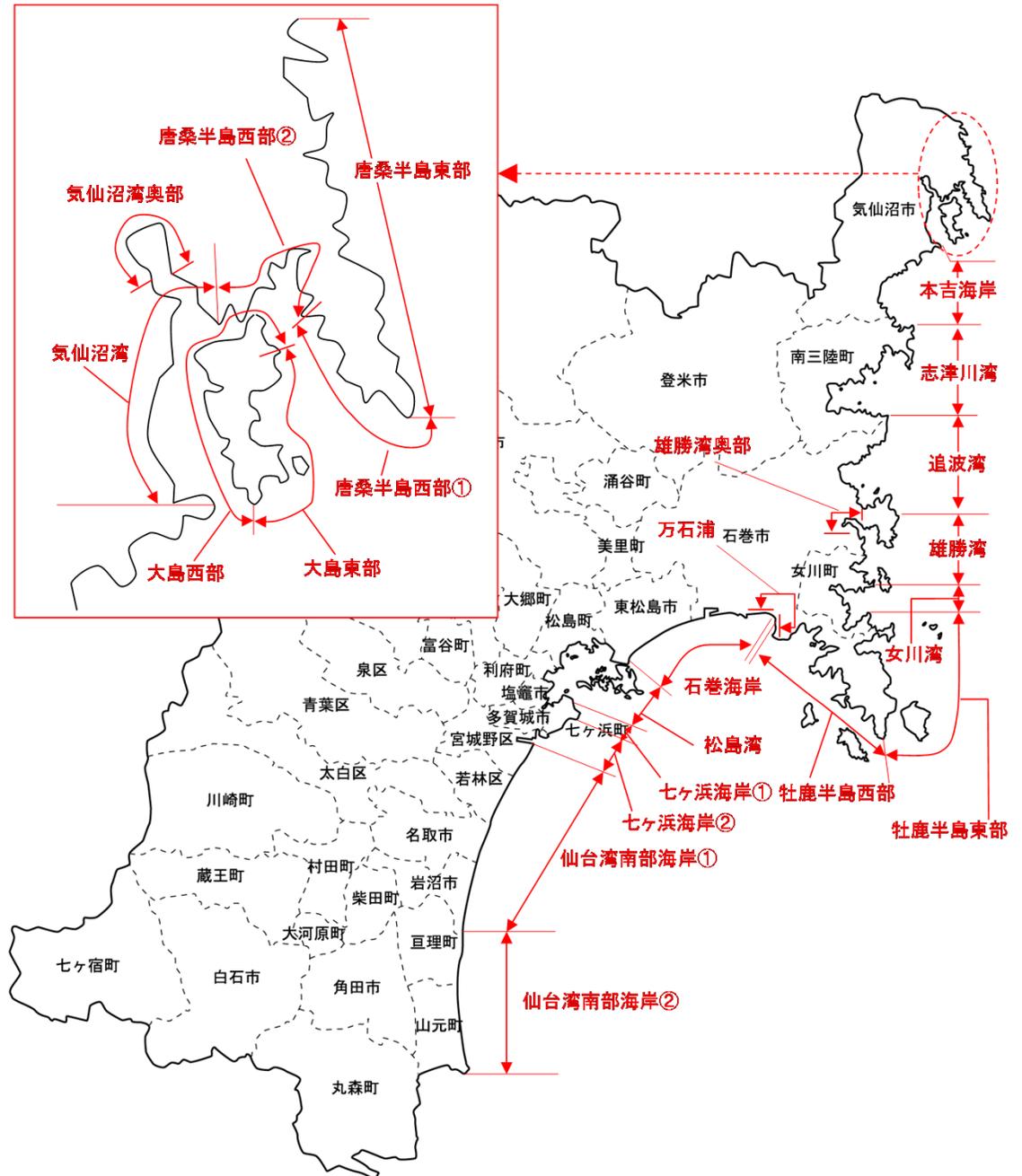
《宮城県における地域海岸の考え方》

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しようと判断される一連の区間を地域海岸として設定

- 1) 湾毎の区分を基本とし、半島や離島の遮蔽効果も考慮して区分
- 2) 湾奥部における増幅等が顕著な場合は、外湾と内湾を区分。
- 3) 砂浜海岸は、大河川の土砂供給や沿岸漂砂の特性により区分。



宮城県沿岸を22の地域海岸に分割



2. 河川対策

【県管理河川】

- ① 2級水系津谷川水系など※¹、7水系11河川29箇所※²での災害復旧事業を予定。そのうち、施設の被災及び背後地の状況に応じて緊急度の高い5箇所については大型土のう積み等の応急対策を完了。

- ② 全29箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定。
設計、地元調整等の施工準備が終了した箇所から、順次、本復旧に着手し、海岸堤防の整備計画及び市が策定する復興計画等と整合を図りながら逐次整備。概ね5年を目途に全箇所完了させることを目標とする。（まちづくりと一体となって実施する区間については、まちづくりと堤防整備の調整を図りながら実施。）

- ③ 成果目標 平成23年度
○ 県管理区間（災害復旧事業）
全29箇所について、平成23年内に災害査定を完了し、平成23年度内に、まちづくりとの調整を図った上で、測量、設計等に着手予定

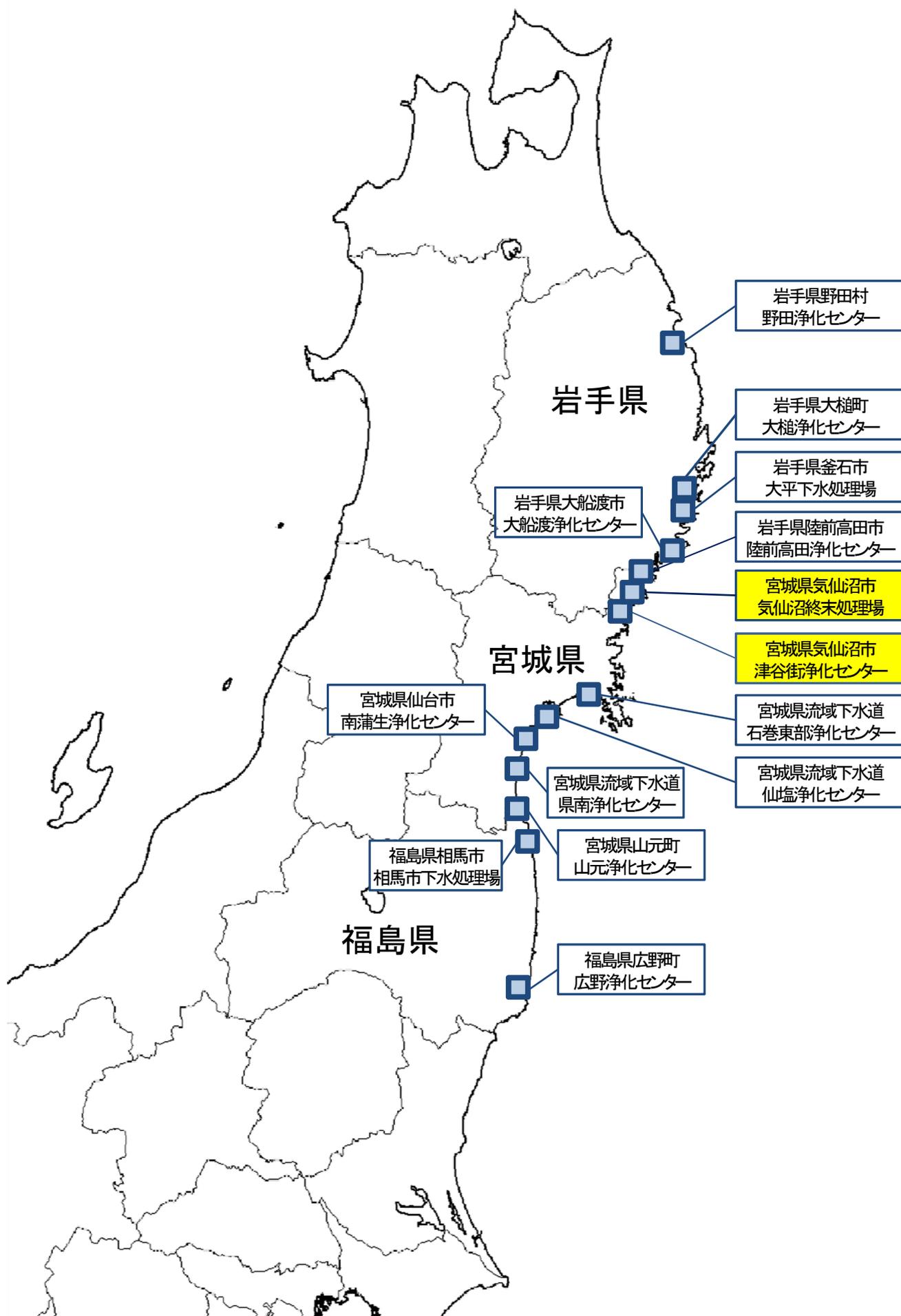
※1 位置図を参照

※2 一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

3. 下水道

- ① 箇所名：気仙沼終末処理場、津谷街浄化センター（※位置図を参照）
- ② 気仙沼終末処理場の処理区域から発生する汚水については、同処理場とは別位置で、通常処理と同程度の処理を実施中。
津谷街浄化センターについては、簡易処理（沈殿＋消毒）を実施中。
- ③ 気仙沼終末処理場の本復旧は、復興計画に基づき実施する。
津谷街浄化センターでは、平成24年度末までに簡易処理から通常処理へ移行し、復旧を完了予定。

(参考)下水処理場 位置図



4. 農地・農業用施設

① 被災状況

津波により約 670ha の農地及び農業用施設に甚大な被害

② 農地等の復旧

概ね 3 年以内の復旧を目指す。

○平成 24 年度からの営農再開を目指す農地 約 120ha

(沖ノ田、津谷地区等の一部農地)

○平成 25 年度以降、順次、営農再開を目指す農地 約 550ha

〔 現時点における農地復旧の見通しを示したものであり、今後の地元調整等により、面積は変わり得るもの。 〕

③ その他

大区画化等の区画整理を導入する地区においては、別途、地域の合意形成を進めながら実施していくことが必要。

5. 海岸防災林の再生

- ① 箇所名： 旧唐桑町
- ② 海岸防災林の防潮工 40m が被災。
- ③ 防潮工の、本復旧については、本年度中に着手予定。
- ④ 防潮工の本復旧は概ね 3 年での完了を目指す。

(保全対象：県道 239 号線、農地、人家 (高石浜地区))

- ① 箇所名： 旧気仙沼市
- ② 海岸防災林の防潮工 4,343m、林帯 12.5ha が被災。
- ③ 防潮工については、居住可能な家屋の残っている集落が背後に存する区間で応急復旧を代行にて実施中。本復旧については、今年度中に着手する予定。
- ④ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了させ、樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 5 年で完了させることとして、全体の復旧を概ね 10 年で行うことを目指す。

(保全対象：国道 45 号線、県道 208 号線他、農地、人家 (千岩田地区))

(なお、旧気仙沼市内の内、尾崎～千岩田地区、岩井崎地区、御伊勢浜地区の災害復旧事業は、特定民有林直轄治山施設災害復旧事業により、国が代行して実施する。)

- ① 箇所名： 旧本吉町
- ② 海岸防災林の防潮工 235m、林帯 3.4ha が被災。
- ③ 防潮工の、本復旧については本年度中に着手予定。
- ④ 防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了させ、樹木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工等の施工が完了した箇所から順次実施し、概ね 5 年で完了させることとして、全体の復旧を概ね 10 年で行うことを目指す。

(保全対象：国道 45 号線、農地、人家 (沖ノ田地区他))

(なお、旧本吉町の内、沖ノ田地区の災害復旧事業は、特定民有林直轄治山施設災害復旧事業により、国が代行して実施する。)

- ① 箇所名： 野々下・沖ノ田海岸、大谷海岸、三島海岸 (国有林)
- ② 海岸防災林の防潮工 1,600m、林帯 15ha が被災。
- ③ 被災した林帯及び防潮工については、市復興計画及び他事業との調整等踏まえ、必要な構造設計等の後、着工予定。
- ④ 防潮工の復旧及び盛土等海岸防災林の林帯地盤の復旧は概ね 5 年で完了させ。苗木の植栽は、林帯地盤の復旧後、防風工の施工等が完了した箇所から順次実施し、全体の復旧を概ね 10 年で完了することを目指す。

(保全対象：国道 45 号線、JR 大谷海岸駅、大谷集落等)

(なお、国有林内については、国有林野内直轄治山施設災害復旧事業等により国が直接実施する。)

6. 学校施設等

①幼稚園・小中高等学校等

(i) 公立学校

<気仙沼市立学校>

東日本大震災により被災した市立学校のうち、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の19校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。なお、甚大な被害を受けた南気仙沼小学校については、気仙沼小学校との統合を進め、跡地については市復興計画に基づき有効的な活用を図る。また、地震により老朽化した園舎が被災し、使用不可とした唐桑幼稚園については、平成24年度内の移転新築の完了を目標とする。

- 比較的軽微な被害に留まる18校については、平成23年度の復旧完了を目標とする。
- 津波被害を受け、浸水区域外への移転の検討が必要となった大谷幼稚園については、平成23年度内に復旧場所の確定及び建築設計に着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

<県立学校>

気仙沼市に所在する県立学校のうち、東日本大震災により被災し、公立学校施設の災害復旧に係る国庫補助に申請予定の4校について、以下のとおり早期復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる3校については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 津波による甚大な被害を受けた1校については、移転も含めた総合的な検討が必要となり、気仙沼市の復興計画を踏まえ、速やかに本格復旧に着手する。

(ii) 私立学校

東日本大震災により被災した私立学校のうち、私立学校施設の災害復旧に係る国庫補助を申請した4校及び申請予定の2校について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる4校については、平成23年度内に事業着手し、平成24年度内の復旧完了を目標とする。
- 甚大な被害を受けた葦の芽幼稚園及び津波による甚大な被害を受けた葦の芽星谷幼稚園の2校については、既に事業着手して同地での復旧を進めており、平成24年度内の復旧完了を目標とする。

(2) 公立社会教育施設（公立社会体育施設と公立文化施設を含む）

<気仙沼市立社会教育施設>

東日本大震災により被災した市立社会教育施設のうち、公立社会教育施設の災害復旧に係る国庫補助に申請したまたは申請予定の22施設について、以下のとおり、早期の復旧を目指す。

- 比較的軽微な被害に留まる14施設については、平成23年度内の事業着手、平成24年度内の復旧完了を目標とする。また、応急仮設住宅に用地を提供してい

る2施設については、仮設住宅の用途が終了後、速やかに復旧を実施する。

- 甚大な被害を受け、隣接地への移転も含めた総合的な検討が必要となった気仙沼図書館については、市の復興計画を踏まえ、移転整備の条件が整い次第、速やかに復旧に着手する。
- 津波による浸水及び流失の被害を受けた、中央公民館、中央公民館体育館、鹿折公民館、小泉公民館については、新たな街区配置等の推移を見ながら速やかに施設の復旧計画を策定し、平成27年度内の復旧完了を目標とする。また、津波により流失した気仙沼市南運動広場については、多目的運動公園整備事業等の計画を踏まえ、機能の確保を図る。

7. 土砂災害対策

①箇所名：おおほらさわ大洞沢2※①

②本年8月末までに、市内約440箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施し、約10箇所で斜面の変状等を確認。降雨等により二次的な被害の恐れがある箇所等、必要に応じ土のう積みや観測等の応急対策を実施。（降雨の状況等を考慮し、随時再調査等を実施。）

③地盤が緩み少量の降雨でも崩壊等が発生するおそれがあり、重要な保全対象を有しているおおほらさわ大洞沢2の土砂災害対策について、平成23年度内を目途に完了予定。

④最大震度6弱を観測した気仙沼市では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、本年3月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用している。今後の降雨と土砂災害発生状況を考慮し、発表基準の適切な見直しを実施。

⑤成果目標 平成23年度

おおほらさわ
○大洞沢2

平成23年度内を目途に重要な保全対象を有している地区の土砂災害対策を完了予定。

※位置図を参照

8. 災害廃棄物の処理

- ① 東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び建物の倒壊等により膨大な量（1,367千トン）の災害廃棄物が発生。
- ② 現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成23年8月までに仮置場へ概ね搬入した。今後はその他の災害廃棄物の仮置場への移動を平成24年3月までを目途に完了させる。なお、11月8日現在、全ての災害廃棄物の75%の仮置場への移動を完了している。
- ③ 損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物の仮置場への移動についても、平成24年3月までを目途に完了させる。
- ④ また、中間処理・最終処分については、腐敗性等がある廃棄物を速やかに処分しつつ、平成26年3月までを目途として処分を行う。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表(宮城県気仙沼市)



	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
5. 海岸防災林の再生													
(旧唐桑町)	防潮工の本復旧を実施(概ね3年で完了)												
(旧気仙沼市)	国の代行による防潮工の応急復旧を実施			防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧(概ね5年で完了)				→ 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施(全体の復旧を概ね10年で完了)					
(旧本吉町)	国の代行による防潮工の応急復旧を実施			防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧(概ね5年で完了)				→ 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施(全体の復旧を概ね10年で完了)					
(国有林)	応急復旧を実施			防潮工の本復旧及び林帯地盤の復旧(概ね5年で完了)				→ 防風工等の施工が完了した箇所から順次植栽を実施(全体の復旧を概ね10年で完了)					

	H23				H24				H25				H26以降
	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
6. 学校施設等													
<市立学校>													
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
甚大な被害を受けた学校の復旧	校舎等の本格復旧				※ 津波による被害を受けた大谷幼稚園及び地震により使用不可とした唐桑幼稚園については、平成23年度内に復旧場所を確定								
<県立学校>													
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												
甚大な被害を受けた学校の復旧	応急仮設校舎等の建設				校舎等の本格復旧								
<私立学校>													
比較的軽微な被害に留まる学校の復旧	校舎等の本格復旧												

幼稚園・小中高等学校等

		H23				H24				H25				H26以降
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	
公立社会教育施設（公立社会教育施設・公立社会体育施設・公立文化施設を含む）	甚大な被害を受けた学校の復旧	<div style="text-align: center;">校舎等の本格復旧</div> <p>※津波による甚大な被害を受けた葦の芽幼稚園及び葦の芽星谷幼稚園の2校については、既に事業着手して同地での復旧を進めており、平成24年度内の復旧完了を目標とする。</p>												
	<市立社会教育施設>													
	比較的軽微な被害に留まる社会教育施設の復旧	<div style="text-align: center;">施設の本格復旧</div>												
	甚大な被害を受けた社会教育施設の復旧	<div style="text-align: center;">施設の本格復旧</div> <p>※津波による被害を受けた中央公民館、中央公民館体育館、鹿折公民館、小泉公民館については、平成27年度内に復旧</p>												
7. 土砂災害対策		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">土砂災害危険箇所の点検等</div> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">砂防堰堤の整備</div> </div> </div> <p>(※)土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用</p>												
8. 災害廃棄物の処理		<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; position: relative; margin-bottom: 5px;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">(住民が生活している場所の近くの災害廃棄物)</div> </div> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; position: relative; margin-bottom: 5px;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">(その他の災害廃棄物)</div> </div> <div style="flex-grow: 1; border: 1px solid black; position: relative; margin-bottom: 5px;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">(中間処理・最終処分)</div> </div> <div style="flex-grow: 1; border: 1px dashed black; position: relative; margin-bottom: 5px;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">(木くず、コンクリートくずの再生利用)</div> </div> </div>												